東日本大震災

16

経営協 支援活動情報

平成 23 年 5 月 18 日 全国経営協事務局 http://www.keieikyo.gr.jp/

1. これまでの活動状況について(経過報告)

全国経営協では、東日本大震災の発災直後から、とくに甚大な被害を受けた東北3県 (岩手県、宮城県、福島県)に救援物資を送るとともに、全社協・社会福祉施設協議会連 絡会(以下、「連絡会」)を構成する各種別協議会との協働による支援活動を進めてきまし た。

本号では、これまでの活動状況を整理してご報告いたします。

今般の震災では、広域にわたって多くの福祉施設も甚大な被害を受けました。発災直後には、直接の被害が比較的少なかった施設でも、被災した地域の人びとや他の施設利用者の受け入れはもとより、施設で働く職員の家族の被災やガソリンをはじめとする生活物資の不足等もあいまって非常に厳しい状況がしばらく続きました。岩手県の沿岸部に所在するある高齢者施設では、最も多いときで 600 名余の地域住民を受け入れるなど、施設建物に被害を受けながらも緊急対応に尽力した福祉施設も数多くあります。

全社協・各種別協議会でも、震災の発生に即応して各県行政、県社協、県内種別協・関係団体との連携のもと、被害状況の把握と緊急的な支援に取り組み、県内要援護者の受け入れのマッチング、支援人員の派遣、物資の輸送等を調整してきましたが、ガソリンの不足、通信の途絶等によって、施設等の状況把握は困難をきわめることになりました。

3月15日に開催した連絡会会長会議では、当面、①義援金の募集(社会福祉施設関係者に対して)、②物資面の支援、③受け入れ場所の確保(利用者、在宅要援護者の受け入れ)、④人的資源面の支援(職員の応援)を進める旨の方針を確認しました。また、以下を内容とする被災施設に対する緊急支援を求める要望書を取りまとめるとともに、被災地への応援にあたって配置基準等に関する画一的な指導を行わないこと、雇用の継続に関する助成制度を拡充すること、といった当面必要な対応を要請してきました。

〈被災した社会福祉施設に対する緊急支援要望 (3/15)〉

- 1) 燃料の供給
- 2) 電力供給の継続(計画停電を実施しないよう)
- 3) 水、食糧の供給

3月16日には、岩手県、宮城県、福島県に先遣隊を派遣し、当該県における福祉施設の被災状況、支援体制を把握、その結果を踏まえて22日に岩手県に、25日に宮城県に現地の社会福祉法人・福祉施設支援本部を設置しました。各支援本部では、県内の社会福祉法人・福祉施設の被災状況が十分把握しきれていないことを受けて、当面の活動として全

国の社会福祉法人・福祉施設から職員の派遣を得て、被災地域に所在する社会福祉施設や 避難所への訪問調査を実施することとしました。

岩手県では3月26日から4月12日までに県内4ブロック(久慈、宮古、釜石、大船渡)に所在する社会福祉法人・福祉施設等300か所程度を訪問して被害の状況や支援に対するニーズの把握等の調査を行いました。また、4月13日以後5月半ばまでの時点では県内3か所(山田町、大槌町、陸前高田市)の災害ボランティアセンターを拠点として、被災した社会福祉法人・福祉施設に対して継続的なかかわりを確保するとともに、各地域の在宅や避難所で暮らす要援護者の支援活動を現在も行っています。さらに、5月に入ってからは陸前高田市内の避難所に2名の介護職員を派遣(1クールは2週間)して要援護者の見守り支援を中心とした活動も開始しています。

宮城県でも、4月1日から5月2日までの間に同様の調査活動を行いました(300か所程度)。それぞれの訪問調査では、被災状況、支援が必要な物資の種類、量、応援を希望する職員数、期間、職種などの把握に努めました。調査結果は、各県庁所管課に毎日報告し、必要な物資の提供や県外からの応援職員の派遣等につなげました。これまでに現地支援本部の活動に参加した全国の社会福祉法人・福祉施設職員はのべ 1,000 人余にのぼっています。

なお、福島県では、原発事故による避難者の受け入れへの対応による定員超過の状況が 続いていることが依然として大きな課題となっており、適切な場所への再移動、移住が急 務となっています。

これらの活動経過を踏まえ、連絡会の高岡國士委員長(代理:武居敏 全国経営協副会長)は、4月21日から23日にかけて岩手県、宮城県、福島県を訪問し、これまでの調査結果に基づいて、今後の支援方策について県社協、社会福祉法人・福祉施設関係者と協議しました。

協議では、発災から1か月余を経て物資等に対する緊急的なニーズはほぼ収束しているものの、いまなおライフラインの復旧がかなわない法人・福祉施設もあり、事業の再開、復旧に向けてはさまざまな困難が生じていることが明らかになりました。また、職員の不足(あるいは利用者の増)による応援職員の必要性も徐々に減ってきてはいるものの継続したニーズとなっていました。一方で、被災した社会福祉法人・福祉施設の支援ニーズはきわめて個別性が高いことから、画一的な支援ではなくきめ細かな、かつ、継続的な対応の必要性が示されました。また、在宅や地域の避難所で生活する方々に対して社会福祉法人・福祉施設としての役割を果たしていかなければならないのではないか、との課題も提起されました。

これらの協議結果から、社会福祉法人・福祉施設として、復興に向けた制度的な支援 (施設再整備、雇用の継続、機構融資等の資金確保策充実に向けた働きかけ)が求められ るとともに、継続的な相談支援体制の構築、被災した社会福祉法人、福祉施設に対する迅 速かつわかりやすい情報提供が必要であると考えられます。現在、国の第二次補正予算へ の反映に向けて、被災した社会福祉法人・福祉施設の意見を聞きながら要望事項のとりま とめを行っています。

〈主な要望内容案〉

- 1) 社会福祉法人・福祉施設への再建支援
 - ・ 被災施設の再整備に係る最大限の補助
 - ・ 被災施設の再整備にかかる返済猶予、債務免除
 - 移転用地の確保
 - ・ 福祉医療機構による福祉貸付の充実
 - ・ 国の強いリーダーシップの発揮
 - 社会福祉法人・福祉施設関係の行政窓口の一本化
 - ・ 社会福祉法人・福祉施設の事業継続、再建を支える相談体制の整備
- 2) 社会福祉法人・福祉施設の事業継続に関する支援
 - ・ 「仮設施設」の早急な整備による事業継続の確保
 - ・ 被災した社会福祉法人が職員雇用を継続するための緊急支援
 - ・ 施設職員の労働環境等の緊急整備、福利厚生の充実
 - 業務用車両の優先確保
- 3) 社会福祉法人における法人間連携の促進、法人機能の強化等
 - ・ 社会福祉法人による被災地支援の取り組み促進
 - ・ 適切な情報提供の確保

また、被災した社会福祉法人・福祉施設の事業継続、復旧に向けて継続的な相談支援体制を整えるべく、現在その準備を進めています。

なお、「東北地方太平洋沖地震にかかわる義援金」には、5 月 16 日現在、1,253 件、121,675,630 円のご厚意が寄せられています。

〈「経営協 支援活動情報」送付先〉

- ・「経営協情報」を電子メールによる直接配信を希望された会員法人
- ・「経営協情報」を電子メールによる直接配信を希望された都道府県経営協の正副会長
- ・全国経営協ホームページへの掲載